

平成30年度 第1回 赤穂市障害者自立支援協議会

- 1 開催日時 平成30年7月25日(水) 13:30～15:00
- 2 開催場所 赤穂市役所2階 204会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員
小寺康雄、渋谷雅也、深井知子(代理人)、木村佳史、兼田静子、溝端善子、富田千賀、中川義之(代理人)、柿本裕一、前田智子、古森雄三
 - (2) 委員外
濱本さとみ(西播磨圏域コーディネーター)
 - (3) 事務局
西田健康福祉部長、松本社会福祉課長、宍戸障がい福祉係長、児島事務員
柳井相談員(赤穂市障がい者基幹相談支援センター)
- 4 報告事項
 - 1) 第4期赤穂市障がい福祉計画の進捗状況(平成29年度)について【資料1】
 - 2) 平成29年度障がい者手帳所持者数について【資料2】
 - 3) 平成29年度優先調達実績について【資料3】
 - 4) 平成29年度各施設等における一般就労状況等について【資料4】
 - 5) 平成29年度赤穂市障がい者基幹相談支援センター運営状況について【資料5】
 - 6) 医療的ケア児(者)の実態把握について【資料6】
- 5 協議事項
 - 1) 平成30年度赤穂市障害者自立支援協議会・各部会活動予定等について【資料7】
 - 2) 地域生活支援拠点の整備概要について【資料8】
- 6 情報提供・意見交換
 - 1) ○○委員「龍野公共職業安定所管内における雇用情勢」
 - 2) 事務局「新規事業所の開設について」
- 7 その他
- 8 閉会

事務局

ただいまより、平成30年度第1回赤穂市障害者自立支援協議会を開会いたします。

(欠席者、代理人出席報告)

(資料確認)

それでは、次第に従って進めさせていただきます。次第2、健康福祉部長よりごあいさつ申し上げます。

部長

皆さま、こんにちは。健康福祉部長の西田でございます。

本日は本年度 1 回目の協議会開催ということで、大変暑い中、またお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、今年度より 2 年間、本協議会の委員をお引き受けいただきありがとうございます。

本協議会では、お手元の設置要綱にありますとおり、本市の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場と位置づけ、協議事項また報告事項のご説明、それぞれのお立場で意見交換していただき、今後の障がい福祉施策に活かすべく課題を協議する貴重な場として、皆様にお集まりいただいております。

昨年度、協議会でいろいろとご意見をいただき策定いたしました「赤穂市障がい者福祉長期計画」につきましては、協議会委員の皆様のご意見をいただきながら、今年度より計画的に進めてまいりたいと考えております。

本日は次第のとおり、たいへん盛りだくさんの内容となっております。皆様方のご意見を頂戴しながら、障がいのある人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様方のご協力をお願い申しあげ、あいさつとさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。次に、新たに就任いただいた委員さんもいらっしゃいますので、お 1 人ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。

(自己紹介)

ありがとうございました。

次に、次第 4、会長及び会長職務代理者の選出に移ります。

みなさまには今年度から新たに 2 年間委員をお願いしております。お配りしております「赤穂市障害者自立支援協議会設置要綱」をご覧ください。第 5 条第 1 項で、「協議会に会長をおき、委員の互選によってこれを定める。」とされております。また、第 5 条第 3 項で、「会長に事故ある時はあらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。」とされておりますので、この場で会長及び職務代理者を選出していただきたいと思いますが、どのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。どなたか、ご意見ございませんか。

(事務局一任)

それでは、事務局から提案させていただきたいと思います。

会長に、前回に引き続き社会福祉協議会の小寺委員、会長職務代理者として赤穂特別支援学校の原田委員にお願いできればと思います。いかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、会長を社会福祉協議会の小寺委員に、会長職務代理者を

本日公務で欠席されておりますが、赤穂特別支援学校の原田委員にお願いしたいと思っております。なお、本日ご欠席の原田委員にはその旨ご了承いただいておりますことをご報告いたします。それでは、小寺会長にごあいさつをいただきたいと思っております。

会長

会長ということでご指名いただきました。改めまして2年間お願いいたします。

本協議会は、市内の障がい福祉に携わられている関係機関にお集まりいただき、それぞれのご専門における情報提供やそれぞれのお立場で抱えられている課題等を情報共有し、関係機関と連携をとりながら、赤穂市の障がい福祉施策の推進、充実に努めていくものでございます。本日は報告事項が6点、協議事項については2点予定いたしております。

会場も、協議しやすいように、こういう配置にされておりますが、委員の皆様方のご意見を頂戴しながら協議を進めてまいりたいと考えております。

この協議会が有意義な場となりますよう皆様のご協力をお願いしまして、挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、この後の進行につきましては、本協議会設置要綱第6条第1項の規定により、会長が会議の議長となることとなっておりますので、会長に進行をお願いしたいと思います。

会長

それでは、私のほうで会の進行をさせていただきます。

まず報告事項（1）第4期赤穂市障がい福祉計画の進捗状況（平成29年度）について、事務局より説明をお願いします。

事務局

お手元の資料1と後ろについております参考資料をご説明させていただきます。2枚目の参考資料は字が小さくて申し訳ないです。1枚目の活動指標、それぞれのサービスの概要を資料としてご説明し、2枚目には活動指標にかかるサービス概要を参考につけさせていただきますのであわせてご確認ください。

資料1は毎年報告させていただいている数値になります。国保連の実績値による平成29年度の確定値ということで報告させていただきます。上から、第4期計画で掲げた成果目標として3つの項目がございます。まず、福祉施設の入所者の地域生活への移行についてですが、平成25年度の入所者数75人の12%の9人が平成29年度に地域移行することを目標とし

ております。平成29年度までの累計で17.3%の13人が地域移行いたしましたので、平成29年度当初見込み9人に対して進捗率は144.4%となっております。

施設入所者について、平成29年度当初見込みは平成25年度基準値75人に対して3人減の72人と設定しておりました。一方実績は、14人減の61人となったため、3人減に対して14人減を進捗率で表すと466.7%ということになります。

続いて、地域生活支援拠点の整備につきましては、後ほどご説明させていただきますが、障がいのある人の高齢・重度化を見据え、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制を構築するという趣旨のものです。本市におきましては、平成29年度より既存の社会資源を結ぶ面的整備の形で連携できる体制のスタートをきったということで、設置済ということにしております。

3つ目に、福祉施設から一般就労への移行についてですが、一般就労の目標数については、平成24年度実績の2倍の8人を目標としております。平成29年度実績は12人で進捗としては150%となっております。詳細につきましては、報告事項の(4)でご説明させていただきます。就労移行支援事業の利用者数も、平成29年度4人の見込に対して昨年と同様7人の実績となっております。就労移行率3割以上の事業所については、3か所中2か所の目標、見込みとしておりましたが、2か所が達成ということになっております。

以上が成果目標になりますが、その成果目標を達成するために必要となるサービス提供量が下側の「活動指標」になります。表の左側が障害福祉サービス、右側が地域生活支援事業についてであります。それぞれのサービスについて計画で定めた当初見込みと、年度末の実績値を記載しております。資料の一番下の左側の「当該年度の評価」に記載しましたが、当初見込みに対する進捗率が100%以下のサービスは訪問系サービス、居住系サービス、相談支援、日中活動系の「生活介護」「短期入所」等であります。これは、前期実績の推移から算出した当初見込みより利用者が少なかったことと、障がいの特性による受け入れ態勢が確保されていないなどが要因として挙げられます。

逆に、当初見込みに対する進捗率が100%以上のサービスは、就労系のサービスや障害児通所系サービスですが、就労系サービスについては、他部署との連携で社会参加促進の観点から利用者数が増加傾向にあること、障害児通所系サービスについては受入れ態勢の充実、連携体制の強化が図られたことが需要の掘り起こしにつながったことが主な要因と考えております。

地域生活支援事業は概ね予定通りの進捗です。数値に現れないですが、平成29年に基幹相談支援センターが開設され、相談支援体制の強化、関係機関との連携が図られたことは大きな成果であったと考えております。

障害福祉サービスの次年度(平成30年度)の改善点を下側の真ん中に書いております。従来は計画策定の段階で多くのサービスも前年比増の見込み設定をしており、この2年間の利用

推移をみても進捗率の向上が見込めないサービスについては、目標数値の見直しを図っております。サービス等利用計画から見える需要と事業所の受け入れ態勢を鑑みて必要なサービス量の確保に努めたいと考えております。サービス利用者の増加に対して計画相談支援、障害児相談支援事業所が不足していることが喫緊の課題となっておりますが、今年度新規事業所開設が見込まれることから相談支援体制の整備が期待できる状況となっております。

地域生活支援事業については、昨年度開設した障がい者基幹相談支援センター設置を中心として関係機関と連携を図りながら必要な事業の実施に努めてまいります。以上を踏まえて、協議会でのご意見をご検討いただければと考えております。

以上で資料1の説明は終わります。

会長

ありがとうございました。ただ今事務局から説明がありましたが、今の説明につきまして何か質問等がございましたらお願いしたいと思います。資料だけですので、なかなかわかりづらいところもありますが、何かございませんか。

事務局から説明もありましたが、シート一番下の欄に協議会等の意見欄がございます。改善点として何かご意見があればご発言をお願いしたいと思います。なかなか急に言われても言いにくいかと思いますが。

それでは、私の方から提案させていただきたいと思います。次年度に向けての改善点と書いてありますが、1つには適正に利用ニーズとサービス提供のバランスを見極め、必要なサービス量の確保に努めていただきたい。2つ目には、今年度新たに相談支援事業所が開設される見込みということで、調整のうえ、利用者のスムーズなサービス利用に努めていただきたいということを、協議会の意見として付したいと思いますが、皆さまどうでしょうか。よろしいでしょうか。

(全員承認)

それでは、1つには「適正な利用ニーズとサービス提供のバランスの見極め、必要なサービス量の確保に努めていただきたい」2つ目「今年度新たに相談支援事業所が開設される見込みということで、調整のうえ利用者のスムーズなサービス利用に努めていただきたい」ということを協議会の意見として採用したいと思います。

次に、報告事項(2)平成29年度障がい者手帳等所持者数について、事務局より説明をお願いします。

事務局

資料2をもとに、ご説明させていただきます。これも例年ご報告させていただいていますが、平成20年度以降のそれぞれの手帳所持者数、平成24年度以降の障害福祉サービス等受

給者証数の推移になります。

表の左上の身体障害者手帳所持者につきましては、平成25年度のシステム導入時に死亡転出者の一部が反映していなかった特殊要因がありましたが、その後の実数も年々減少傾向にあります。全体に占める65歳以上の高齢者の割合が74%を占めている状況で、高齢者の死亡数が新規交付数を上回っていることが要因と考えています。

次に2番の療育手帳、3番の精神障害者保健福祉手帳については、年々増加傾向にあります。

4番の自立支援医療受給者証、特に精神通院医療については、年々増加傾向にあったのですが、一昨年から微減の650となっております。同じくらいの人口規模で、小野市が446、加西市が538であることを考えると非常に件数が多いということが言えると思います。

下側5番の障害福祉サービス等受給者証数では、何らかのサービス等を受けている方、障害福祉サービスは平成24年度と比較して109人増、真ん中の障害児通所支援は55人の増、地域生活支援事業は25人の増ということで、軒並みサービス受給者の数も増加傾向にあります。手帳の重複所持等を考慮しても3,000人以上の方が、我々と何らかの関係があるということになります。説明は以上になります。

会長

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、何かご質問等はございませんか。特によろしいでしょうか。それでは次に報告事項(3)平成29年度優先調達実績につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局

失礼します。それでは、資料3をもとにご説明させていただきます。

本市では、毎年調達方針を定めまして、庁内からの物品及び役務の調達において障害者就労施設等からの優先的な調達を推進しています。平成29年度の調達実績としては、弁当やおかし、キーホルダーなどの物品系が4件で426,570円、印刷や除草作業の役務系が1,486,261円となっております。合計で16件の1,912,831円という実績となっております。

年度別の推移をみますと、平成25年度から始まりまして、平成29年度実績額は過去最高額を記録しております。調達実績については、毎年公表することになっておりますので、6月号の広報およびホームページにて公表しております。そのタイミングに合わせて、市内就労施設の紹介記事を広報に掲載し、市役所からの発注だけでなく、市民や企業からの発注にもつなげていければと思っております。

資料の2枚目以降は参考に平成30年度の調達方針、各事業所が受注可能な業務等を添付

しております。市役所から各事業所に発注するには、このリストに作業名や品名を登録する必要があります。どの事業所でどんな仕事をしているか、随時職員にもメール等で周知を図って参ります。来年度以降も、目標数値を達成できるように働きかけをしていきたいと考えております。説明は以上です。

会長

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、何か質問等ございましたらお願いします。

これは毎年目標額がありますが、この目標額の設定基準というのは、おそらく実績を参考にしているのだと思いますが、そのあたりどういう基準での設定でしょうか。

事務局

目標数値につきましては、赤穂市の総合戦略で設定させていただいております。32年度までの計画で、すでに目標額も定めております。設定した時点が27年度当時ですので、実績としてはこのようになっていますが、その時の計画目標ということで、実績よりも目標額のほうが低いという状況ではあります。一応達成していけるという判断で、以上のような目標額を設定させていただいたということになっております。

会長

ちなみに、平成31、32年度の目標は。

事務局

31年度は160万、32年度は165万です。

会長

わかりました。5万ずつの増ですね。

皆様方のほうで何かご意見ございませんか。毎年更新をしていますが、特段目標額が変わるぐらいで、後の変更はないですね。

よろしいでしょうか。ないようでしたら次にうつりたいと思います。報告事項(4)平成29年度各施設等における一般就労状況等につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局

資料4、2枚ものの資料です。まず1枚目です。市内には就労移行支援事業所3施設、就労継続支援A型事業所が3施設、就労継続支援B型事業所が8施設ございました。分類の赤穂

市・市外については、サービスの支給決定を赤穂市が行っている人かどうかを表の中で示しています。

資料1でも説明させていただいたとおり、平成29年度の一般就労移行者は合計12人となっております。就労移行支援から4人、就労継続支援A型事業所から3人、B型事業所から5人という内訳です。合計12人のうち2人が就業・生活支援センターにお世話になっている方です。今年度の大きな特徴としてはB型事業所からの一般就労が多かったところがあげられます。

全ての定員251人に対して、338人の登録、利用があり、全ての人が毎日フルに利用する状況でないため、若干の受け入れが可能というところですが、最近の相談状況なども考えると、今後受け入れが不足してくると考えられます。各事業所での定員の検討等を働きかけするなどして、受け入れ態勢の確保に努める必要があると考えております。

続きまして、資料4の2枚目赤穂特別支援学校の進路状況についてであります。今日は〇〇委員が欠席のため、結果の数字だけになりますが、私が説明させていただきます。

平成29年度の赤穂特別支援学校における進路状況についてですが、卒業生21名のうち、一般就労が3名、職業訓練校が1名、就労継続支援A型が2名、B型が7名、就労移行が2名、生活介護が2名、地域活動支援センターが1名、療養介護が1名、施設入所が1名、自宅療養が1名、という内訳になっております。

続いてその下側、西播磨障害者就業・生活支援センターにおける就労状況について、こちらも〇〇委員が本日欠席のため、数字の紹介を私がさせていただきます。

登録者総数782名のうち、一般就労に繋がった件数は29名となっております。結果の報告だけですが、以上です。

会長

ありがとうございました。ただ今、一般就労状況につきまして説明がありましたが、皆さま方から質問等ございましたらお願いしたいと思います。

特によろしいでしょうか。それでは次にうつります。報告事項(5)平成29年度赤穂市障がい者基幹相談支援センター運営状況につきまして、事務局より説明をお願いします。

基幹相談

それでは、資料5をもとに、平成29年度赤穂市障がい者基幹相談支援センターの運営状況と部会の活動状況についてご説明させていただきます。

1の基幹相談支援事業です。(1)相談業務、相談支援専門員を配置し、窓口、電話、訪問等による相談業務を実施させていただきました。平成29年度の1年間で751件の相談がありました。その内訳で別紙をつけています。ご覧ください。障がい種別で見ますと、知的、

精神の相談が数としては多かったと思います。その他が75件ありますが、この内訳につきましては、どこにも医療機関にかかっておられない高齢者の方や、ひきこもりの方が入ってきます。相談内容につきましては、一般生活、その他が大多数を占めております。内容としましては、ちょっとした近況報告から利用している福祉サービスの事業所のこと、通院している先生とのこと、薬のこと等、幅広く生活に関しての相談が多かった印象です。ですので、一般生活とその他を分けていますが、内容的にはきっちり分けられるものではなく、広く生活、といった相談が多かったように思います。1年間基幹で相談を受けさせていただいて、気になったというか、最近多いかなというケースについては、障がいのあるお子さんとお母さんが暮らされていて、お母さんが年を取ってきて、自分が病気等で入院した時にこの子を預かってくれるところがないかというような相談が増えているような印象です。相談については以上です。

(2) 関係機関の連携、個別支援会議の開催については、訪問が41ケース88回、ケース会議が15ケース24回、出席させていただいています。基幹発信でのケース会議は開いていないですが、他の課や関係機関からお声かけさせていただいて、訪問とかケース会議に参加させてもらっています。

(3) 相談支援事業所への指導、助言等につきましては、今日出席していただいている濱本コーディネーターと一緒に精華園の相談支援事業所に訪問させてもらいました。その他、兵庫県の相談支援従業者初任者研修にもファシリテーターとして参加させていただきました。

2の地域生活支援拠点事業につきましては、(1) 毎月市内の各事業所さんに利用状況を教えていただき、結果をまとめて報告させていただいています。(2) 地域の体制づくりとしましては、赤穂市の基幹相談では顔の見える関係づくりを主眼に、西播磨圏域の自立支援協議会相談支援部会であったり、育成会の意見交換会、あとは保健所の赤穂市精神保健福祉担当者連絡会と重症心身障がい児の保護者さんとの意見交換等様々な会議に出席させていただいて連携体制の構築に努めました。

3の障害者自立支援協議会運営事業につきましては、これまであった部会を再構築して運営させていただいています。詳しくまとめているものが別紙になりますので、ご覧ください。

事務局

では、別紙の赤穂市自立支援協議会全体会という表紙のものをみてください。今、皆さんにご出席いただいているこの場が全体会になります。協議会につきましては、これまでの過去の経緯から赤穂市障がい福祉計画の策定委員会が3年ごと、差別解消の推進に関する地域協議会を随時通年で行っています。障がい者基幹相談支援センターの先ほどのような運営状況に関する報告も通年でこの会で報告させていただいているという位置づけもございます。構成メンバーは来ていただいている皆さま、運営体制はご覧の通りで、協議の内容も計画の策定や冒頭にありました計画の報告、運営状況、これからさせていただく各部会の開催報告、各機関

からの情報提供、課題等への対応状況ということで、協議会で議論させていただいて前に進めるべきところをご意見を頂戴するといった内容になっております。開催日程は去年、6月30日を1回目、最後は2月7日ということで、3年に1度の4、5回集まっていただくという年でございました。例年は年間2回程度集まっていただくという会になっております。

基幹相談

続きまして相談支援部会について説明します。相談支援に関するテーマで、市内にある2か所の事業所さんと連携を取っていただけると設置しています。相談支援に関する内容をテーマに現状を把握し、事業所相互の連携を図り、相談支援専門員のスキルを高めるとともに各種課題の解決に取り組んでいきたいと思っております。平成29年度につきましては、第1回は意見交換会。日々相談支援にかかわっていて相談員として思うことについて意見交換をさせていただきました。2回目は10月にサービス等利用計画の作成についてということで、相談員が日々立てている計画を持ち寄っていただいて、皆さんどうしていますかというような意見交換会を行いました。2回しか行っていませんが、今後も継続して部会を開催し、相談員同士の連携を深め、相談員自身のスキルも高めて行けたらと思っています。相談支援部会につきましては、日々、相談員がいろいろな事業所にもかかわっておられますので、他の部会にも参加していただけるようお声かけをさせていただいています。

次に仕事部会です。名前の通り就労に関する内容をテーマに話をしています。今年度はそれぞれの事業所で受注できる仕事を増やしたいということと、利用者を一般就労につなげていけたらということが一番の目標に、3回開催させていただきました。その中で一般企業に向けてのPRとしてパンフレットの作成と見学ツアーについて話を進めてきました。詳しくは後で説明させていただきます。

3番目のこども部会です。これまでは児童部会だったところをこども部会とさせていただいています。障がいのある子どもの支援体制の充実を目指して支援者相互の連携を図り、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の基盤をつくるということで、平成29年度は2回開催しています。子ども版の支援マップを作成していく中で福祉の分野だけでなく、医療機関や教育機関との連携を図り、子どもが将来的に生きやすくなるための支援体制を整えていけたらと思っています。

最後に暮らし部会です。身体・知的・精神・発達障がいのある当事者主体に、支援者を交え、社会参加、余暇活動、障がい理解、意思疎通支援などの検討を通じて困りごとや課題解決を図ります。構成メンバーは当事者を主体に特に決まったところはないですが、それぞれの検討課題に沿った関係機関に参加を求めて行きたいと思っております。29年度につきましては、毎月第3土曜日にS T T交流会がありました。また、重心の保護者さんとの意見交換の中で、医療的ケアのことや、特別支援学校卒業後の進路のこと、日中通所できる場所についての意見交換

をさせていただいたのと、手話言語条例制定に関する意見交換会を行いました。今後も当事者を主体に、何か課題が出てきたときには、くらし部会の分科会としてテーマを取り上げて進めて行けたらと思っています。各部会の説明は以上です。

元の資料に戻りまして、4の理解促進等推進事業です。(1)理解促進研修・啓発事業ということで、障がいのある人の理解を深めるために研修会を実施したとありますが、社協や民生委員が行っている研修でお話させていただきました。後は、基幹相談として障がい者虐待の対応力向上研修や相談支援ネットワーク会議に参加させていただきました。平成29年度の報告は以上です。

会長

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

〇〇委員

相談を受けている方の状況を聞きたいのですが、PDCA シートの資料1のところ、地域生活に移行した人が多くなると100%超えて、入所施設の人数が減ると達成という評価、これは世の中の流れで仕方がない状況というか、これが理想だと思うのですが、入所施設の現場にいる私たちのところには、京阪神、姫路より向こうからの「空いていませんか」「受け入れしてくれませんか」とすごく難しいケースの受け入れ要請がどんどん増えているという状況があります。相談を受けながら、先ほど気になるケースを紹介されましたが、入所のニーズがどんどん高まっているにも関わらず、入所は減らしているという今の情勢が与えている相談の難しさというのではないのかなと。私はたいへん今の状況は、入所はよくないというか、地域生活に移行できればいいというのは、それはほんとに理想なんですけど、今の状況に合っているのかというのがわからなくて、聞きたいなど。すみません、興味かもしれません。

事務局

入所者数を減らしていくというのは、確かに国のほうで地域移行ということで実際に数値としては減っている状況ではありますが、現場の方の心とか、我々も日々相談にのらせてもらっている中でその方の障がいの特性とかでどうしても入所じゃないと生活がしていけないと言う方の相談も増えているような状況かなと思っています。なので、減らせ減らせというもとに減らしているながら、〇〇さんにもいろいろご相談させてもらうこともありますが、この方お願いできませんか、という方も現状としては増えている状況ではあるので、そこがもどかしいとは思っています。

会長

よろしいでしょうか。その他、誰かございませんか。

ないようでしたら次にうつりたいと思います。報告事項（6）医療的ケア児（者）の実態把握につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局

資料6につきましてご説明をさせていただきます。医療的ケア児（者）実態把握の実施について（案）ということで、まず1の目的のところです。今年度から第5期の障害福祉計画策定の国の基本指針の中でも「重症心身障害児に対する支援体制の充実」や「医療的ケア児に対する支援体制の充実」というものが掲げられておりました。そんな中で医療的ケア児が身近なところで必要な支援が受けられるように障がい児支援等の充実を図るということで、各分野の方々が共通の認識を持って協働していける総合的な支援体制の構築が重要と位置付けられ、医療的ケア児の支援が、子どもの学齢期から大人の成人期に円滑に引き継がれるような協議等の場を設けることというのが位置づけられています。

本市におきましても、赤穂市の障がい福祉計画の中におきまして、医療的ケアに対応できる施設、重症心身障害児（者）の受け入れが可能な施設の開設に向けて医療機関、関係機関と連携を図りながら、受け入れ先の確保に向けて取り組んでいくというところを明記しております。そういった中で現状、医療的ケアが必要な方がどのくらいいるのかというところの実態把握を今回実施するといった趣旨でございます。

2の対象者のところですが、対象者は医療的ケアが必要な児（者）と書いております。（1）と（2）ということで、実は県のほうからも18歳未満の医療的ケアが必要な方の対象となる方がどのくらいいるのかという照会がございました関係で、18歳未満は県調査対象ということにさせてもらっています。赤穂市としましては18歳未満の方だけではなく、18歳以上の全体像を把握するというので、市独自としてこちらの18歳以上の方を加えた形で、全員の人を対象に今回の調査をしたいと思っています。

3の実施方法につきましては、実態把握シートの案をつけております。こういったシートを対象者に送って記入回答をいただく形になるのですが、実施方法の（1）で、関係機関のほうから医療的ケアが必要な方の名簿等の情報提供を社会福祉課にいただいて、社会福祉課から直接本人に対して照会をかける方法がまず1つあります。（2）としては、社会福祉課が把握している情報、主に手帳情報により、福祉から直接本人に照会をする方法。（3）は、（1）の名簿提供が個人情報に関係もあり、各機関から情報が得られないといったような関係機関に関しては、例えば関係機関のほうから市を介さずに直接本人に照会を手渡し等でしていただくという方法です。このような3つの方法を考えております。関係機関というのが、教育委員会や保健センター、訪問看護の現場の方、特別支援学校、健康福祉事務所等です。市役所だけでは医療的ケアの方が全員網羅できる情報はないと思っておりますので、社会福祉課以外の

関係機関、部署の方にも今後ご協力をお願いしたいと考えております。

調査日程はこれから調整させていただいて、8月中旬を目途に対象者に実態把握シートを送付させていただき、9月中旬を目途に回収し、9月末を目途に件数のみ、県のほうからは件数だけということなので、件数のみの報告を考えております。今後関係機関の方と調整をとりながら、実態把握シートでなるべく漏れがない調査を実施したいと考えております。以上です。

会長

ありがとうございました。ただ今の報告、説明等につきまして、何かご質問等ありましたら。特によろしいでしょうか。それでは以上で報告事項は終わりました、次の協議事項にうつりたいと思います。まずは協議事項（1）平成30年度赤穂市障害者自立支援協議会・各部会活動予定等につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

資料7をもとに、協議会の全体会や部会の予定等につきましてご説明をさせていただきます。まず、A3の資料をお開きいただきたいと思います。これは昨年度、平成29年度、基幹相談支援センター開設時に各部会を再構築しようと、去年の1回目、2回目の会議でもご提示させていただいた資料になります。今年度につきましても、昨年度の部会の構成、枠組みはそのままに、引き続き関係機関との連携体制、情報交換できる体制の場の提供をしていきたいと考えております。

一番右側の地域生活支援拠点、これは部会とは一線を引いている形になるのですが、重要な位置づけになってきますので、このあたりのご説明は後ほどさせていただきます。それぞれの各部会につきまして、基幹相談支援センターから説明させていただきます。

基幹相談

資料7と「平成30年度赤穂市障害者自立支援協議会各部会活動予定等について」をもとにお話しさせていただきます。相談支援部会につきましては、これまで市内の相談支援事業所に加え、近隣の市町の相談支援事業所と相生の基幹相談支援センターにも参加させていただいて意見交換をしていました。今年度から新規相談支援事業所が開設されるということで、当然近隣市町とも意見交換や情報交換は大事にしていきたいとは思いますが、まず市内の事業所の連携を図りたいなと思っています。

新規の事業所が開設されることにより、サービス等利用計画を引き継ぐ場面もでてきますので、それが円滑にできるようやっていくのが、部会の第一の活動です。後は、相談支援事業所が増えるということは、相談員の数も当然増えてきますので、できれば事例検討の場を設け

て、お互いに顔の見える関係づくりとそれぞれ計画作成に携わる中で共通の認識を持っていくような場を作りたいと思っています。後は、検討事項の中に入ってきている緊急時の受け入れ態勢や、親亡き後の生活に不安がある人のリストアップなども相談支援部会の中で進めていけたらと思っています。相談支援部会ですが、さきほど実績報告の中でお話しさせていただきましたが、ここが部会の中核的なところになっていって、他の部会の内容も理解したうえで地域の課題を考えていける場になればと思っています。

続きまして、しごと部会ですが、今年度は、一般企業の方に向けたPRとして、障害者就労支援施設の見学バスツアー及び拡大版ロビー販売の実施と、障害者就労支援施設紹介パンフレットの作成を部会の一番大きな柱として取り組みます。別紙で、見学ツアーのチラシと、白黒で大変見えにくいですが、市内の障害者就労支援施設のパンフレットをつけさせていただいております。今年度は、自分のところでできる作業、受注を増やしたいというところと、一般就労にたくさんつなげたいというところを一番の目標にしていますので、一般企業の方を対象にバスツアーをさせてもらいます。AコースとBコースで2日間日程をもうけています。こちらは9月に障がい者雇用促進セミナーを行いますので、そこで一般企業の方に案内させていただきます。ただ見学してもらっただけではなく、見学の後には市内の就労施設との意見交換会ということで、一般企業の方が見学してどうだったか等の意見を聞かせていただいたり、こちらが一般企業にお聞きしたいことをお尋ねしたり、いろんな意見交換ができる場をもうけたいと思っています。それに合わせて、毎週水曜日11時半から1階のエントランスホールで行っているロビー販売の拡大版ということで、市内の参加していただける事業者さん全てにお声かけさせていただいて販売会を行います。こちらは広報等を通じて一般市民の方にも参加していただけるような形をとっていきたいと思っています。

続きましてパンフレットもご覧ください。これは案です。各事業所にチェックをしてもらっている段階ですので、まだ表に出る形ではなくここから修正等が加わるようにはなりますが、各事業所のPRです。どういった活動内容かということと、後は一般企業に向けてのパンフレットですので、内容には企業様へお願いという、一般のパンフレットとは違う形にさせてもらっています。しごと部会は、今年度はこれをメインに活動していきたいと思っています。

こども部会につきましては、課題としては大きい図のほうにありますが、地域相談支援マップ、福祉・教育・医療の連携、小児医療機関、医療的ケア児への支援、サポートファイルの活用というようなことが検討していければと思っています。今年度はこども版の地域支援マップを作成していく方向で、部会を進めたいと思っています。マップは広く市民に見ていただいて、困ったときにここに相談にいけばいいということが一目でわかるようなものを作れればと今進めています。

最後、くらし部会につきましては、これまで行われていましたSTTの当事者交流会はこれまで通り活動していきます。あと課題であがってきています日中活動の場の確保とは、当事者

同士が交流したり、余暇活動で過ごしたりということ、また重心の保護者さんからお話を聞く中で入浴手段の確保が課題に挙がってきていたり、あと医療的ケアの必要な人への支援、手話等意思疎通支援の推進というような課題があるのですが、今年度はまずは医療的ケア児(者)の実態把握にかかる協力を進めていくのと、当事者の生活実態の把握とニーズの抽出をし、そこから出てきた課題を取り上げて取り組んでいきたいと思っています。以上です。

会長

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、何かご質問等ありましたらお願いしたいと思います。特にございませんか。ないようでしたら、ただ今の協議事項につきまして、承認することにご異議ございませんか。

ご異議ないということで、本協議事項につきましては、承認することといたします。

次に、協議事項(2)地域生活支援拠点の整備概要について、事務局より説明をお願いします。

事務局

資料8をもとに地域生活支援拠点の整備概要についてご説明させていただきます。地域生活支援拠点につきましては、昨年策定いたしました第5期の赤穂市障がい福祉計画の中でも基本方針の1つとして掲げている施策となります。資料の2枚目はその抜粋となりまして、下側に78ページと書いているところの基本方針の(3)に、地域生活支援拠点等の整備を図りますとあります。裏面80ページの大きな3番、こちらも整備にあたっては5期の計画期間中に拠点のあり方については検討していきますと計画の中でも位置付けている施策となります。

昨年度末に国の資料、一番後ろについている冊子ですが、これが示されたことを受けまして、市内の相談支援とか短期入所、地活センターの方にお集まりいただきまして、認識を共有するために拠点整備にかかる調整会議を1度開催しました。今回は協議会の委員の皆様にも目的や必要な機能、留意点の認識を共有させていただきまして、今後拠点整備の協議を進めてまいりたいと考えております。

A3の資料をお開きいただきたいのですが、これは先ほどの国の資料を抜粋したような形の資料となります。まず1番の拠点等の整備の目的ということで、障がいのある人の重度化・高齢化、「親亡き後」が大きな課題になっておりますので、重度障がいにも対応できる専門性を有して、地域生活において障がいのある方、その家族の緊急事態に対応を図るということで、具体的には2つの目的を持っております。1つ目は緊急時の迅速・確実な相談支援の実施、短期入所等の活用、2つ目が体験の機会を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らしへの生活の場を移行しやすくする支援を提供する体制を整備していこうということ。これが大きな2つの柱となります。

2番の拠点等の整備手法ということで、拠点の整備というふうに聞くと、何かハード的な大きなものを作るのかと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが。そういった整備の仕方も1つなのですが、赤穂市の場合は5つの機能を市内の今現在ある関係機関、社会資源を面的につないでいきまして、連携体制を構築していくということで拠点の整備と認識し、面的整備型という方法を取ることにしております。昨年、29年度の1回目の協議会の中で、計画策定の策定段階の話になりますが、既存の社会資源を結ぶ面的整備の形で連携できる体制を整備していくという協議がありまして、皆さんの合意も得たということになりますので、面的整備を進めることをその中で決めたという位置づけになっております。

3番目に拠点等に必要な機能ということで、大きく5つの機能がございます。1つ目は相談の機能で、今現在も相談支援事業所や基幹相談支援センターといった社会資源が市内にあります。そういった今ある社会資源との連携体制を構築していく。あと、緊急時の支援が見込めない世帯を事前にリストアップ、登録したうえで常時の連絡体制を確保していこうというのが大きな目標となっています。それに合わせて障がい特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、事前にできる限り話を詰めていくといったところが相談機能になってまいります。2つ目の緊急時の受け入れ対応で、障がいのほうでしたら短期入所等を活用して緊急の受け入れ態勢を確保するといったところで、緊急時の受け入れや医療機関への連絡等、連絡手段も含めた形での検討が必要になると思っております。3つ目の機能としましては体験の機会、場の提供ということで、今後自立、地域移行していく中で、いきなりは難しいですので、グループホーム等の障害福祉サービスの利用をできる限り推進していき、親亡き後、将来に備えて準備していこうといったような機能になります。4つ目は専門的人材の確保・養成で、医療的ケアや高齢重度化した障がいのある人に対して相談の専門的なことが行える体制、専門的な知識のある人材を養成していかなければという機能。5つ目は地域の体制づくりということで、ここが一番とつきやすいというか、今現在も去年からの基幹相談支援センターを中心とした部会や顔の見える関係づくりで、ある程度ここはできつつあるところかと認識しております。地域の体制、基幹相談や相談支援事業所、いろいろな市内の社会資源との連携体制を今後も継続して作っていきたいという機能です。5番の機能は1から4までの機能を実施するための体制ですが、先ほどの協議会の資料の一番右にありました拠点整備連絡会を今後発足させて共通の認識を共通の場で持つ機会も必要と考えております。

大きな4番です。拠点運営の留意点で、4つ項目をあげております。1つ目は協力体制の確保、連携。協議会における連携を基礎としまして、障がい福祉施策との一体性を保っていく必要があります。2番目の課題等の活用ということで、これも個別の我々が受けている相談、それぞれの機関が受けている相談をすり合わせて個別事例の積み重ねということで、それぞれの蓄積された事例を集約しまして、協議会等で共通の認識を持っていく。拠点の今後の利用対象者となりえる人の把握が必要と考えております。3つ目ですが、拠点に必要な実施状況等の把

握ということで、必要な機能が適切に実施されているかをある程度定期的に見ていく必要があると考えております。あとは今後運営方針や、整備方針等を具体的に調整会議の場や関係機関の協議の場で決めていきまして、協議会や拠点整備連絡会で運営方針の策定をしていただき、5番に書いてありますとおり、第5期の計画期間の中で順次、5つの機能を整備していくことを目標とする予定をしております。

いずれにしても拠点整備はハード的なものを建てるのではなく、今ある関係性、連携体制をより強固なものにしていって、皆さんで障がいのある方を支えて行こうという趣旨のものでありますので、そういった趣旨を関係機関の皆さんで共通認識を持てるような進め方ができればと考えております。以上です。

会長

ありがとうございました。ただ今の説明等につきまして、何かご質問ありませんか。

〇〇委員

今のお話を聞きまして、相談支援センターとかで相談支援事業がどんどん充実されてきているのをすごく感じています。これから親の高齢化にともなって障がいのある本人さんが、今までだったら親亡き後はグループホームか入所施設かなと親の立場でも思っていたのですが、そうではなくて、自分の住み慣れた家で家事援助や生活の面でいろんな相談を受けながら、一人暮らしや友達と2人とでも暮らしていけるという形が、相談支援の充実によってできてくると思うのですが、その中で本人さんたちがどこに行ったら聞いてくれるのかということ。基幹相談支援センターができて、もっと身近にいる人の中でそういう話のできる人を増やし、相談支援事業所等の専門のところにつなげるようなことがある程度必要だと思います。場所ができて、あるだけでなかなかそこには相談に行きにくいというのが、本人さんであれば現状だと思います。そのところどうしたらいいかということもこれからいろいろ検討していただいて、本人が自分の住み慣れた家でも暮らせるんだと、安心して考えられるようになるように、相談できる人を増やしていくための何かもうちょっとほしいなあって私は思います。それを少しお願いしたいなと思いました。以上です。

事務局

計画相談の相談支援事業所も今後増えていくところがあって、先ほどあったような相談支援部会の中で、そういった認識をより深めていくと同時に、今もやっていますが、理解促進の中で障がいへの理解とか連絡体制にはこういうのがあるよというのを、一般市民や民生委員さんに広げて行って、誰に聞いてもそれならここに聞けば、と言ってもらえるような体制を広げていけるような理解促進の啓発はしていく必要があると思っております。

会長

その他何かございませんか。はい、どうぞ。

〇〇委員

例えば、我が子2人、障がいがあります。だけど、育成会の親も高齢になり、いつどうなるかわからないです。たとえば市役所に行って、この手続きしてくださいと言われても、軽度の人もわからないと思うんですよね。私でもこういう立派なことを書いてもらっているのですが、これを全部理解するのは。これを読んで、感じとしてはここは大事だなというのはわかりますが、障がい者もいろいろおりますので。共通して言えることは、親亡き後はどうする、どうしてもらえるのか。今までだったら赤穂には精華園への入所でしたが、自立支援と小泉さんが言われてから、我が子もいざとなったときに入れられないですよ。そしたら親が急に亡くなったらどうするのか。それが一番の必要となる。他の障がい者の方もそうだと思うのですが、親亡き後が一番大事と私自身は思っているんで、それを一番考えてほしいです、赤穂として。それが切実ですね、育成会としては。それと、若いお母さんも今、発達障がいとか私たちの子どもの知的障がいと全く違いますよね、発達障がい、学習障がい。障がい者も昔と比べてだいぶ複雑になって、私自身も発達障がいを知らなかったから次々勉強しなかったらいけないくらい、障がいに対しても大変なことが次々。市役所の方も、大変だと思いますが、だんだんと歳がいったら、親亡き後、安心して赤穂で暮らせるのが望みです。それに向けてグループホームとか考えてほしいです。個人的で悪いですけど、よろしくをお願いします。

30年度の計画、素晴らしいなあとは思いましたが。私は今年からなので29年度のは知らなかったですけど、30年度のを見たら、良くしてもらえるように、なるべく上向きに、事務的ではなく少しでもいい方に持って行ってほしいと思います。以上です。

会長

その他、特にございませんか。ないようでしたらただ今の協議事項につきまして、承認することにご異議ございませんか。

ご異議なしということで、本協議事項につきましては承認することといたします。それでは協議事項は終わりました、次に議題7の情報提供、意見交換に移りたいと思います。事前に申し出いただいています情報提供ということで、龍野公共職業安定所管内における雇用状況につきまして、〇〇委員よりご説明をお願いします。

〇〇委員

ハローワーク赤穂の〇〇です。ハローワーク赤穂は職員5名、非常勤職員5名、計10名で

運営を行っています。10名ですが、一般のハローワークと同じ機能を運営しています。皆様方の手元に資料をカラー刷りで龍野公共職業安定所管内における雇用情勢ということで、お配りしていますが、ハローワーク赤穂は龍野の出張所です。他には相生も出張所です。管轄が変わっておりまして、赤穂出張所が赤穂市内全部を管轄しておりません。有年は相生が管轄しております。障がい者の方につきましても、管轄のハローワークでメイン登録していただくということになりますので、有年にお住まいの方は相生になります。それ以外の赤穂市にお住まいの方が赤穂ということになっております。

私、4月に神戸から赴任したのですが、その時にこれを作成するにあたりまして、このグラフ、表紙の真ん中下辺りの右側がハローワーク赤穂のグラフですが、右肩上がりですと上がっておりまして、ところが2月をピークに下降になっております。次のページをご覧くださいといただきますと一番上のところに、こういう資料で一番皆様方が目にする有効求人倍率という数字がございまして、平成30年5月、直近ですが、全国1.60です。100人のお仕事を探している方がおられましたら、160人分の求人があるという倍率ですが、近畿では1.56、兵庫県が1.39、姫路が今ちょっと高くて1.64。赤穂が1.17ということで全国、近畿、兵庫、姫路にも負けている状況になっております。これに対しまして私どもは今、障がい者の方のご要望を含んで事業所様を訪問し、求人を出してほしいとお願いしているところです。

この雇用情勢の一番後ろですね、6ページ目の一番下のところに、障がい者の状況の表をつくっております。5月分につきましては、新規登録者が、票の一番下ですが、ゼロです。この真ん中ですね、期末現在登録者数。この期末というのは、平成30年3月末の分です。3月末の登録者ということで、赤穂は身体の方146名、内重度55名。知的が188名、内重度の方が66名、精神その他の方が102名ということで、このうち就業中の方が右下の中を赤くかかっているところですが、身体の方が100名、内34名が重度の方、知的の方が140名、うち重度の方が56名。精神の方が52名おられると。その上ですね、有効中の方ということでこの方々は今現在お仕事を探しておられる方。身体32名、うち重度16名、知的の方が18名、うち重度の方9名、精神の方29名が仕事を探しておられるということになります。

5月の紹介件数ですが、身体の方2名、知的は0です。精神の方は3名紹介をさせていただいております。その内ではないのですが、その横の就職件数。身体の方3名、就職が決まりました。知的の方が1名、精神の方が1名ということで、計5名の方が5月中に就職が決まったという状況になっております。ちょうどこの30年4月1日から障がい者の法定雇用率が引き上げられました。33年4月までにまた0.1%それぞれ引き上げられるということになっております。33年4月までですから、いつになるかわかりません。これによりまして、これをもとにまた引き上げられることもあるのでということも踏まえて企業様にお願いにあがるというところです。

あと、ハローワーク赤穂におきましては、毎月の第2、第4水曜日、カウンセリングコーナーということで、主に精神障がい者、発達障がい者の方を対象にカウンセリングをさせていただいているのですが、それ以外の方につきましてもメンタルに不安のある方でありましたら、こういったカウンセリングの対応をさせていただきたいと思います。

9月が障がい者雇用促進強化月間ということで、9月28日の金曜日、姫路のキャッスルホテルで障がい者の方の面接会をしております。ご案内のほうも赤穂の障がい者の所管等にさせていただきますので、ご協力よろしくお願いたします。

会長

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして何かご質問等ございましたら。

特によろしいでしょうか。それでは次に移らせていただきます。新規事業所の開設につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

カラー刷りの放課後等デイサービス「きっと・もっと・みらい」というチラシをご覧くださいと思います。この5月から市内に5ヶ所目となります放課後等デイサービスセンターが開設されております。運営法人はNPO法人フロンティア、事業所名は一番上にありますとおり「きっと・もっと・みらい」ということで、場所が加里屋にありますフロンティアさんの事務所の2階です。利用定員は10名ですが、開設間もないということもありまして現在の利用者2名ですので、まだ十分に受け入れができると伺っております。委員の皆様には市内で新しい社会資源ができたということをご承知おきいただくということで、今回お知らせをさせていただきました。以上です。

会長

ありがとうございました。何かご質問ありますか。よろしいでしょうか。ないようでしたら、時間もきておりますが、せつかくの機会ですので、皆さん方のほうで情報提供、意見交換等ありましたら。どなたでもけっこうですが。特にございませんか。

それでは、その他ということで、事務局より何かありますか。

事務局

すみません、2点ほどお知らせをさせていただきたいと思います。まず1点目ですが、昨年ご議論いただきましたヘルプマークの件です。運用状況ということで、4月からヘルプマーク、カードの運用を、市役所の窓口等でさせていただいております。市民や市の職員向けにもマークの趣旨を周知しているところです。今年は市役所の窓口以外にも福祉会館等で入手が可能になっております。自由に入手できることになっているので、配布枚数の全体の把握はで

きておりませんが、同時期に兵庫県のヘルプマーク、ヘルプカードの運用も始まっておりまして、そちらのヘルプマークはこういったタグ型のものになっておりますが、こちらについては社会福祉課の窓口で、県の申請書を書いていただいた方について配布している関係で、個数のほうは把握できておりまして、現在窓口で27個配布しているといった状況です。

今後の運用としては、マークや趣旨を広く市民や事業者の方に理解していただくことが重要だと考えております。随時広報の空きスペースがあればこのマークを入れてもらうように頼んでいますので、広報でPRしてもらうというのと、関係機関に対しての周知を今後も行っていきたいと考えております。

2点目が、これも昨年議論いただきました手話言語条例につきましてです。運用状況につきましては、4月1日、条例が施行されまして、赤穂市のホームページ上でもPR動画を公開いたしました。当事者や通訳者、関係者にもご出演いただきまして、本日現在の視聴回数は271回です。それ以外にも早かごセミナーという市の施策を市民に知ってもらう、説明するような機会のあるのですが、そういった場で、「はじめての手話」という講座を加えまして、これは1自治会、約30名の方に受講いただいております。5月には社会福祉協議会主催の「はじめての手話講座」、同じく「福祉教育協力校担当者研修会」という学校の先生向けの研修会にも参加させてもらっています。後は、防災士会や地域活動支援センターからの要請を受けまして、手話研修、手話教室を開催しております。これから市の消防職員に向けての研修も実施する予定です。教室などの手話の啓発につきましては、できる限り聴覚障がいのある当事者の方と一緒に参加しまして、当事者の方の気持ちだとか配慮してほしいことなども実際に聞いてもらうという形を心がけております。手話言語条例の施策については以上になります。ヘルプマークについての周知も、今後も図ってまいりたいと思います。

会長

今の報告につきまして何かご質問ございませんか。よろしいでしょうか。それでは予定の時間もまいっておりますが、全体を通しまして何か皆さん方のほうでご質問ご意見等ありましたら。

特にございませんか。それでは、これをもちまして本日の協議会を閉じさせていただきます。本日は長時間にわたってご苦勞様でした。ありがとうございました。